

第5章 重点整備地区の区域の設定、生活関連施設及び生活関連経路等の選定

1 重点整備地区の要件

バリアフリー新法は「高齢者や障害者等の移動及び施設の利用上の利便性の向上を促進する」ことを目的としており、重点整備地区は「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み、かつこれらの施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること」と規定しています。

なお、重点整備地区の要件等がバリアフリー新法において次のとおり定められています。

【重点整備地区の要件】

生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区

生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設などの特別特定建築物がおおむね3以上あること。

地区の面積はおおむね400ha未満であること。

移動等円滑化の事業実施が特に必要な地区

高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、事業実施の必要性が特に高い地区であること。

総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会、勤労の場の提供等、都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であること。

境界の設定

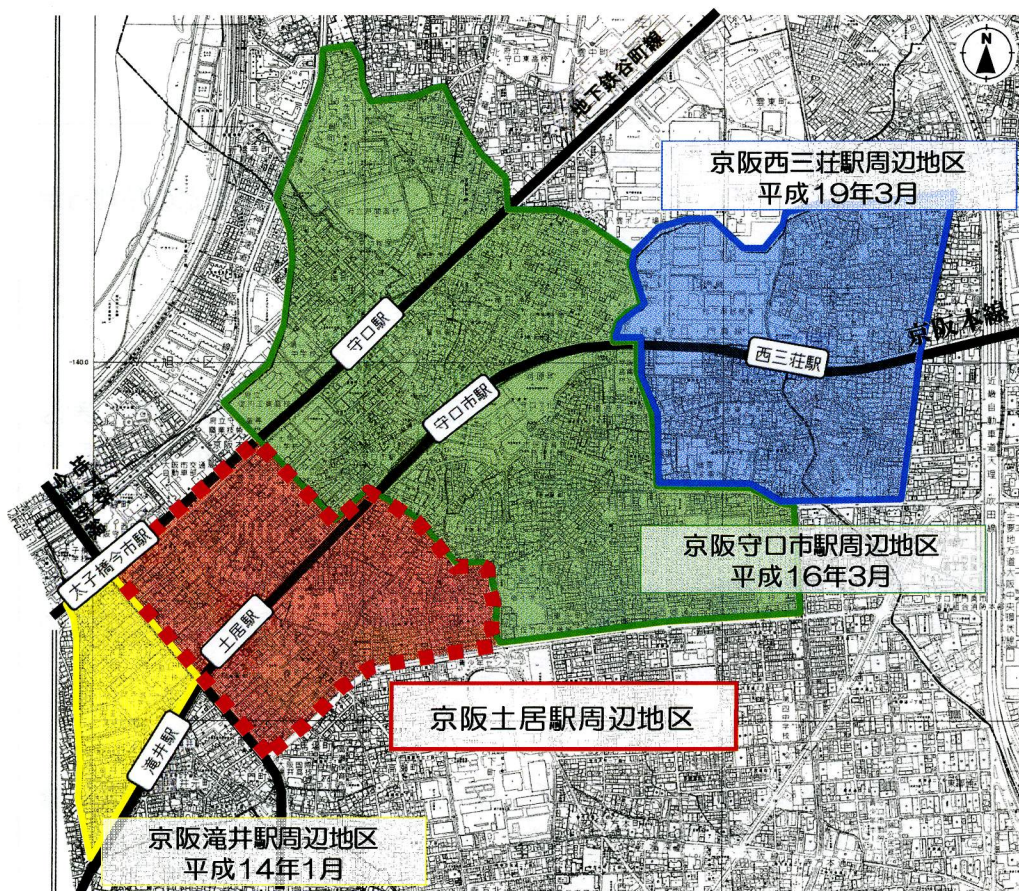
道路等によって明確に表示して定めること。

特定旅客施設：1日当たりの乗降客数が5,000人以上の鉄道駅など

特別特定建築物：不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

2 重点整備地区の区域の設定

市内では、すでに交通バリアフリー法に基づき基本構想を策定した、滝井駅周辺地区、守口市駅周辺地区、西三荘駅周辺地区の3つの重点整備地区があります。今回の土居駅周辺地区基本構想における重点整備地区（約49ha）の位置は、東方向は滝井駅の重点整備地区と西方向は守口市駅の重点整備地区の間に挟まれた区域とし、北方向は国道1号と南方向は都市計画道路（馬場菊水線）で囲まれた区域としました。



3 生活関連施設及び生活関連経路等の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、多数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設となる鉄道駅や官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等です。また誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や、主として高齢者、障害者等が利用する福祉施設等を特別特定建築物と位置づけています。また、都市公園、路外駐車場なども対象となります。

これらに該当する施設から優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定します。

旅客施設

特定旅客施設に該当する「京阪土居駅」はアンケートからも利用頻度が最も高いことから選定しました。

なお、地区に接する「太子橋今市駅」については、平成14年に策定した京阪滝井駅周辺地区バリアフリー基本構想において位置付けられているので、本基本構想からは除いています。

特定建築物

特別特定建築物に該当する不特定多数の者が利用する施設として、次の施設を選定しました。

守口保健所

身体障害者・高齢者交流会館

都市公園

都市公園のうち、「日吉公園（街区公園）0.45ha」を選定しました。

街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

(2) 生活関連経路等の選定

生活関連経路は生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、道路、駅前広場、通路などが対象となります。

土居駅周辺地区基本構想では、生活関連施設である京阪土居駅、守口保健所、身体障害者・高齢者交流会館、日吉公園を結ぶ下図の経路を選定しました。

また、準生活関連経路は、生活関連経路の要件や沿道の状況など様々な要件により、現段階では取り組みの方向性が明確化できないものの、地区内の主要な動線であるものを位置づけます。

◀◊生活関連経路 ◆準生活関連経路▶

道 路	◇府道平野守口線 (土居商店街通りの土居駅～保健所間)
	◇守口56号線 (守口190号線～62号線～日吉公園間)
	◇守口190号線 (土居駅～守口39・56号線間)
	◇守口62号線 (守口56号線～交流会館まで)
	◇守口65号線 (守口65号線～日吉公園間)
	◆国道1号 (国道479号～守口65号線間)
	◆国道479号 (国道1号～守口39号線間)
	◆守口65号線 (国道1号～日吉公園間)
	◆守口39号線 (国道479号～守口190号線間)
	◆守口190号線 (国道1号～守口39・56号線間)

